

改正概要説明書	
国名：リスボン協定	法令名：リスボン協定に基づく規則
改正情報：2012年1月1日施行	
<p>改正概要：</p> <p>リスボン協定は、原産地名称の保護と国際登録に関する国際条約で、パリ条約第19条の特別取極として1958年に締結されたが、日本はこの協定に加入していない。</p> <p>原産地名称の登録は締約国の官庁の請求により国際事務局が行い、国際事務局はこの登録を他の締約国に通知するが、締約国は自国における保護を拒絶する場合は1年以内に国際事務局に拒絶の宣言を通告しなければならない(第5条)。</p> <p>原産地名称の国際登録は、一旦登録されると原産国で原産地名称として保護される限り、更新を要することなく継続される(第7条)。</p> <p>上記のリスボン協定の枠組みの中で、リスボン協定に基づく規則について、2011年1月1日及び2012年1月1日の2回に分けて、以下の改正を行った。</p> <p>A. 2011年1月1日発効の規則改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各締約国は、保護を拒絶する場合はその旨の宣言書を発行するが、保護を付与する場合には、任意に保護の付与陳述書を送付できることとした。保護の付与を撤回した場合も、撤回通告に代えて保護の付与陳述書を送付できることとした(規則11の2)。 2. 規則11の2の新設に伴い、以下の改正を行った。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 締約国の当局の権限に保護の付与陳述書の送付を追加した(規則4(1)(b)(i))。 (2) 国際登録の効力発生の場合に保護の付与陳述書の送付を追加した(規則8(2)(a))。 (3) 国際登録簿が訂正された場合、締約国の当局が国際登録による保護を保証できない旨の宣言を通知する準用規定に規則11の2を追加した(規則17(3))。 3. 国際事務局の事務局長は実施細則を制定・修正できる権限を有し、総会が事務局長に修正要求できること、実施細則の制定・修正は公告され、発効日を明記すべきこと、また、実施細則と協定又は規則とが抵触した場合の優先順位を新たに規定した(規則23の2)。 4. 規則23の2の新設に伴い、以下の改正を行った。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施細則の定義条項を設けた(規則1(xiv))。 (2) 国際登録の締約国の当局への通知方法として実施細則を引用した(規則22(1))。 <p>B. 2012年1月1日発効の規則改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原産国の官庁が自国の原産地名称の登録を請求する場合、原産地名称の登録に係る国際出願に表示又は包含できる任意の内容として、原産国の官庁が自国の原産地名称の登録を請求する場合、その登録の根拠をより明確にするために補助的な資料を提出できる旨の規定を追加した(規則5(3)(vi))。 2. 各締約国で原産地表示の国際登録の無効が確定した場合、その締約国の当局はその旨を国際事務局に通告するが、今回の改正により、その通告に無効となった理由を記載する旨を追加した(規則16(1)(v)、既存の(v)は(vi)に繰り下げ)。 	

改正内容：

・規則 1（略称）

規則 1 に(xiv)を新設し、「「実施細則」とは、規則 23 の 2 にいう実施細則をいう。」と規定し、新設された規則 23 の 2 において規定する「実施細則」を引用して定義した。

・規則 4（権限を有する当局）

(1) (b) (i) に「規則 11 の 2 に従って保護の付与陳述書を送付すること」を締約国の当局が行うことができる権限として明記した。

・規則 5（国際出願に関する要件）

(3) に(vi)を新設し、原産地名称の国際登録の出願に含めることのできる事項として「原産国の権限を有する当局が、当該国において原産地名称に付与された保護に関して提供することを望む更なる情報。例えば、生産物の生産地域についての追加の明細及び生産物の品質又は特徴とその地理的環境との間の結びつきに係る説明である。」との項目を追加した。

・規則 8（国際登録の日付及びその効力）

標題を「国際登録の日付」から「国際登録の日付及びその効力」に変更するとともに、(3) (a) において国際登録日から効力を生ずる締約国の行為として「又は規則 11 の 2 に従って保護の付与陳述書を国際事務局に送付した」場合を追加した。

・規則 11 の 2（保護の付与に係る任意の陳述書）

第 4 章の標題を、「保護拒絶の宣言」から「保護拒絶の宣言；保護の付与に係る任意の陳述書」に変更するとともに、「規則 11 の 2 保護の付与に係る任意の陳述書」を新設し、以下の規定を追加した。

「(1) [拒絶の宣言が通告されなかった場合の保護付与に係る陳述書]

(a) 拒絶の宣言を国際事務局に通告しなかった締約国の権限を有する当局は、協定第 5 条(3)にいう 1 年の期間内に、国際事務局に対し、関係する締約国において国際登録の対象となっている原産地名称に保護が付与される旨の陳述書を送付することができる。

(b) 当該陳述書には、次の事項を記載する。

(i) 陳述書を作成した締約国の権限を有する当局

(ii) 関係する国際登録の番号。これには、原産地名称のような、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(iii) 陳述書の日付

(2) [拒絶後の保護付与に係る陳述書]

(a) 拒絶の宣言を国際事務局に通告した締約国の権限を有する当局は、規則 11(1)に従っ

て拒絶の撤回を通告する代わりに、国際事務局に対し、関係する締約国において国際登録の対象となっている原産地名称に保護が付与される旨の陳述書を送付することができる。

(b) 当該陳述書には、次の事項を記載する。

(i) 陳述書を作成した締約国の権限を有する当局

(ii) 関係する国際登録の番号。これには、原産地名称のような、国際登録の特定確認を可能にする他の情報を添付することが望ましい。

(iii) 保護が付与された日付

(3) [国際登録簿への記入及び原産国の権限を有する当局への通告] 国際事務局は、(1)又は(2)にいう如何なる陳述書も国際登録簿に記入し、かつ、当該陳述について原産国の権限を有する当局に通告する。」

・規則 16 (無効)

(1)に規定する、各締約国で原産地名称の国際登録の無効が確定した場合に締約国から「国際事務局への無効の通告」に含める事項として、「(v) 無効が宣告される根拠となった理由」を新たに設け、改正前の(v)を(vi)に繰り下げた。

・規則 17 (国際登録簿に施す訂正)

(3)において、国際登録簿が訂正された結果、締約国の当局が国際登録による保護を保証できない旨の宣言を通知する場合、準用規定に規則 11 の 2 を追加した。

・規則 22 (国際事務局による通知の態様)

(1)に規定された「国際登録の通知」に関し、原産地名称に係る国際登録がされた場合、国際事務局は各締約国の官庁にこの旨を通知する方法について、「実施細則に規定する通り」との文言を追加した。

・規則 23 の 2 (実施細則)

規則 23 の 3 を新設し、実施細則の制定、規制事項、総会による監督、公告及び発効日、協定又は本規則と実施細則の不一致の場合について以下の規定を設けた。

「(1) [実施細則の制定；それにより規制される事項]

(a) 事務局長は、実施細則を制定する。事務局長は、それらを修正することができる。

実施細則を制定し又は修正する前に、事務局長は、実施細則の提案又はその修正提案に直接利害関係がある、締約国の権限を有する当局に諮問する。

(b) 実施細則は、本規則が明示的に当該細則を参照する事項及び本規則の適用に関する詳細を取り扱う。

(2) [総会による監督] 総会は、事務局長に対し、実施細則の何れかの規定を修正するよ

う求めることができ、事務局長は、それに応じて処理をしなければならない。

(3) [公告及び発効日]

(a) 実施細則及びその修正は、公報において公告される。

(b) 各々の公告は、公告された規定が発効する日付を明示しなければならない。発効日は、異なる規定について別の日とすることができるが、ただし、如何なる規定も、公報での公告に先だって、発効とすることはできない。

(4) [協定又は本規則との不一致] 実施細則と協定又は本規則との間の不一致の場合は、後者が優先する。」